記載心得

1　船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月１日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。

2　経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。

3　加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（　）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。

4　雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。

イ　船舶番号欄には、総トン数20トン未満の漁船にあっては、漁船登録番号を記載すること。

ロ　運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。

ハ　用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあっては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。

ニ　主な就航航路又は操業区域欄には、「函館―青森」、「北海道―京浜」、「瀬戸内海」、「東支那海」等と記載すること。

ホ　乗組船員数欄には、10月１日現在の乗組船員数を記載すること。

ヘ　10月１日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」、「ぎ装」等その状態を備考欄に記載すること。

ト　他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。

5　非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。

6　労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が２以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年十月一日現在の事業状況に係る船員法第百十一条の報告の様式については、なお従前の例によることができる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４０４号

静岡県御殿場市御殿場531番地の２　御殿場団地Ａ３　134

債務者　岡藤　信雄

1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　近藤　浩志

4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月29日午前11時

6　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１７号

東京都町田市忠生１丁目24番地９

債務者　澁谷　明子

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松原　拓郎

4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月６日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７９１号

横浜市西区北軽井沢31番地の11

債務者　大村　智人

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大川　宏之

4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月８日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５１号

熊本市薄場１丁目15番６号

債務者　西　　義尋

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮田　房之

4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月９日午前11時

6　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３３９号

東京都八王子市長房町1449番地４ヒルサイドテラス101号

債務者　田中　秀明

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古川健太郎

4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月10日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４０号

東京都八王子市長房町1449番地４ヒルサイドテラス101号

債務者　田中由起子

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古川健太郎

4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月10日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号

長崎県佐世保市針尾東町2393番地53

債務者　尾上　弘道

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山下　将志

4　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号

熊本県宇土市新町１丁目１番地

債務者　井上　幸矢

1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介

4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月14日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５号

静岡県御前崎市池新田4274番地の11　Ｂ－４号

債務者　大石　俊明

1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝裕

4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月７日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係